



『創設された「出生後休業支援給付、育児時短就業給付」を子育てなど上手に活用しませんか?』

改正育児介護休業法が令和7年4月1日より改正に伴い「出生後休業支援給付、育児時短就業給付」が創設されました。

◎「出生後休業支援給付金」は、子の出生後の一定期間に、父母で育休を取得した場合に支給する給付で、共に子育てをすることを促進する給付です。

【出生後休業支援給付について】

この給付金は、子の出生直後の一定期間内被保険者とその配偶者の両方が育児休業を取得する場合に休業開始前賃金の13%相当額を支給されます(下図給付①イメージ参照)。

[給付内容]

○男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内に、14日以上育児休業を取得する場合に支給

○被保険者の休業期間について、28日間を限度に、休業開始前賃金の13%相当額を支給

◎分かりやすくするために事例で説明します。

(例)ご夫婦は共働きで、第一子が誕生しました。

妻は産後8週間の産後休業を取得し、その後にさらに1年間の育児休業を取得しました。夫

は、この出生後8週間以内に28日間の育児休業を取得しました。

※男性の場合

男性が産後パパ育休(出生時育児休業)を取得する場合の例でお話します。

●月収35万円 産後パパ育休取得期間28日間の場合

・出生時育児休業給付

$35\text{万円} \times 67\% \times (28\text{日} / 30\text{日}) \div 21.8\text{万円}$

・出生後休業支援給付

$35\text{万円} \times 13\% \times (28\text{日} / 30\text{日}) \div 4.2\text{万円}$

(合計支給額) $21.8\text{万円} + 4.2\text{万円} = 26\text{万円}$

この場合男性は28日間の産後パパ育休で約26万円の給付を受ける取ることができます。前制度と比較して4.2万円の増加となります。

※女性の場合

女性が産後8週間以内に育児休業を取得する場合の、1か月あたりの給付の例でお話します。

●月収30万円

・通常の育児休業取得期間 30日間

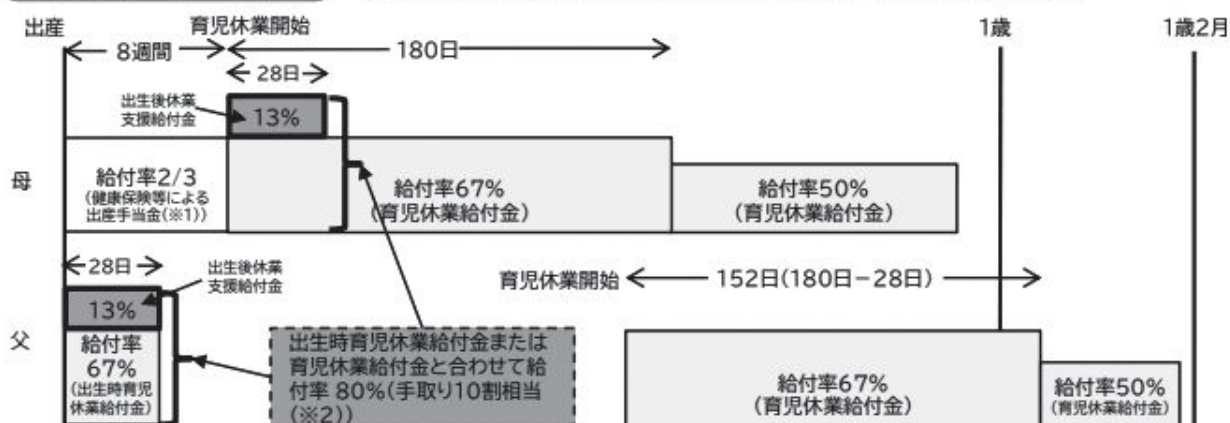
$30\text{万円} \times 67\% = 20.1\text{万円}$

・出生後休業支援給付(最大給付期間28日間)

$30\text{万円} \times 13\% \times (28\text{日} / 30\text{日}) \div 3.6\text{万円}$

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



給付①イメージ図

(合計支給額) 20.1万円 + 3.6万円 = 23.7万円

この場合女性は1か月で約23.7万円の給付を受け取ることができます。前制度と比較して3.6万円の増加となります。

〈注意点〉

「出生後休業支援給付」の対象期間は、男性の場合は子の出生後8週間以内、女性の場合は産後休業後8週間以内です。

夫婦ともに14日以上の子育て休業を取得することが条件ですが、配偶者が専業主婦(夫)の場合やひとり親の場合は、配偶者の育児休業取得は必要ありません。

この給付金は非課税であり、育児休業期間は社会保険料も免除されます。このため実質的には休業前の手取り収入の10割相当となります。

※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の

80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額(2025年4月1日時点:15,690円(毎年8月1日に改訂))があることにご留意ください。

※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

【育児時短就業給付について】

◎「育児時短就業給付」は、育児期に時短勤務を行う場合に支給され仕事と育児の両立を支援する給付です。

この給付金は、2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に時短勤務中に支払われた賃金の10%を支給されます(下図給付②イメージ図参照)。

〔給付内容〕

○2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に支給

○時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給

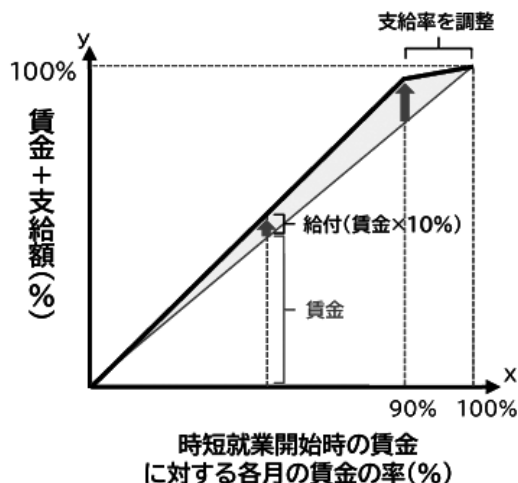
◎分かりやすくするために事例で説明します

(例) Aさんは1歳の子どもを育てながらフルタイムから時短勤務に切り替えました。

育児時短就業給付金の支給額は、原則として次のとおりです。

育児時短就業中の各月に支払われた賃金額 × 10%

ただし、支給額と各月に支払われた賃金額の合計が、育児時短就業開始時の賃金額を超えないように、支給率を調整します。



(注1) 育児時短就業開始時の賃金月額、算定した額が470,700円を超える場合は、470,700円となります。また、算定した額が86,070円を下回る場合は、86,070円となります。

(注2) 育児時短就業給付金には、459,000円の支給限度額がありますので、各月に支払われた賃金の額に支給額を加えた額が459,000円を超える場合は、459,000円から各月に支払われた賃金の額を減じた額が支給額となります。

(注3) また、支給額が2,295円を超えない場合は、育児時短就業給付金は支給されません。

(注4) なお、(注1)から(注3)までの金額は、2025(令和7)年7月31日までの額です。「毎月勤労統計」の平均定期給与額により毎年8月1日に改定されます。

給付②イメージ図

●フルタイム時月収 30万円

時短勤務月収 24万円

・育児時短就業給付 24万円×10%=2.4万円

(合計支給額) 24万円+2.4万円=26.4万円

この場合Aさんは、時短勤務に変更したことに
よる収入減少の一部が補填され、あわせて26.4万
円となります。

〈注意点〉

育児時短就業給付金は、育児時短就業の前後で
賃金が減少していないと認められる場合や、一定
の限度額に該当する場合には、支給されませんの
でご注意ください。

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 安木淳一 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取県医療勤務環境改善支援センターのご案内（鳥取県、鳥取労働局委託事業）

当センターには担当職員と医療労務管理アドバイザー
（社会保険労務士）が常駐し、医療機関の皆様からのご
相談を受け付けています。また、必要に応じて医業経営
コンサルタントなど専門のアドバイザーが医療機関へ出
向く訪問支援も行っています。PDCAサイクルを活用し
た医療機関の勤務環境改善支援、講師派遣、勤務環境改
善に関する調査や情報提供等も行っています。

まずはお気軽にお問合せください。ご利用は無料です。

〒680-0055

鳥取市戎町317番地 鳥取県医師会館内

鳥取県医療勤務環境改善支援センター

（略称：勤改センター）

【TEL】 0857-29-0060 【FAX】 0857-29-1578

【受付時間】 午前9時～午後5時（土・日・祝を除く）

【MAIL】 kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

【HP】 https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

◆ 相 談 例 ◆

働き方・休み方の改善

- 多職種の役割分担・連携（チーム医療推進）
- 勤務シフトの工夫、短時間正職員の導入
- 子育て中・介護中の者に対する残業免除

働きやすさ・働きがい確保のための環境整備

- 休暇取得促進
- 患者からの暴力・ハラスメントへの組織的対応
- 医療スタッフのキャリア形成支援 など

**安心して働ける
快適な職場作りを支援いたします**

